

消食表第 237 号

令和 8 年 4 月 1 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公 印 省 略)

「食品表示基準について」の一部改正について

下記に掲げる事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

記

- 1 「別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」では、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第14に掲げる特定原材料について、アレルゲンを含む食品の検査方法等の詳細を定めています。本日、食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第34号）が公布及び施行され、食品表示基準別表第14に「カシューナッツ」が追加されたことから、検査方法の追加等を行いました。
- 2 平成27年度、平成30年度、令和 3 年度及び令和 6 年度の「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」の内容並びに令和 7 年 1 月に開催された「第 7 回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」での議論を踏まえ、「ピス

タチオ」を特定原材料に準ずるものに追加しました。

- 3 「別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」では、遺伝子組換え表示の妥当性を確認するための検査法を定めています。今般、遺伝子組換え大豆及びとうもろこしの国内流通実態調査の結果を踏まえ、新たな品種に対応した遺伝子組換えダイズ検査法を追加するとともに、現行の検査法で使用できる検査機器の追加等を行いました。

- 4 前記1から3までに掲げる事項のほか、食品表示基準の個別品目ごとの表示ルールの見直しを踏まえた改正（同基準別表第19に掲げる事項のうち「凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別」について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく規格が適用される食品であることが分かるよう「冷凍食品である旨」の表示に近接した場所に表示する旨を追加）を行う等の所要の改正を行いました。

以上